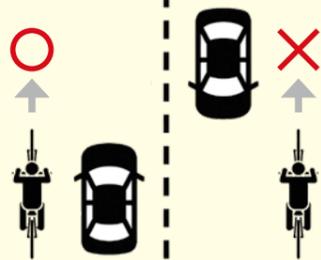


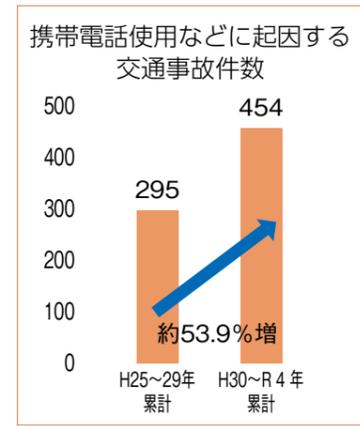
💡 主な違反行為と反則金

違反行為は110種類以上あります。反則金は原付と同額です。

<p>信号無視(赤色等) 6,000円</p> 	<p>1人乗り自転車に2人乗り (幼児用座席は同乗可) 3,000円</p> 	<p>携帯電話を使用したり、 画面を注視したりしながら 運転する 12,000円</p> 
<p>2台以上並走 3,000円</p> 	<p>右側通行 6,000円</p> 	<p>指定場所で一時停止しない 5,000円</p> 
<p>歩道を通行(道路標識で 歩道の通行ができる場合 などを除く) 6,000円</p> 	<p>踏切の直前で一時停止せず 通過 6,000円 遮断踏切立ち入り 7,000円</p> 	<p>ブレーキが利かない 自転車に乗る 5,000円</p> 
<p>イヤホンで音楽などを聴く 5,000円</p> 	<p>無灯火 5,000円</p> 	<p>傘さし運転 5,000円</p> 

💡 どうして反則制度を適用するの？

携帯電話使用などによる交通事故の増加や自転車事故での死傷者数の増加を抑制するためです。自転車利用者による信号無視や歩行者への危険行動、無灯火運転などの違反行為が重大な事故の原因になっているため、警察庁が取り締まりを強化します。



💡 「交通反則通告制度(青切符)」とは？

比較的軽微な交通違反には青切符が交付され、反則金を納付すれば、刑事罰が科されない制度です。交通安全を強化し、違反抑止を推進するものです。飲酒運転など悪質な交通違反は刑事手続きに入る交通切符(赤切符)を交付します。

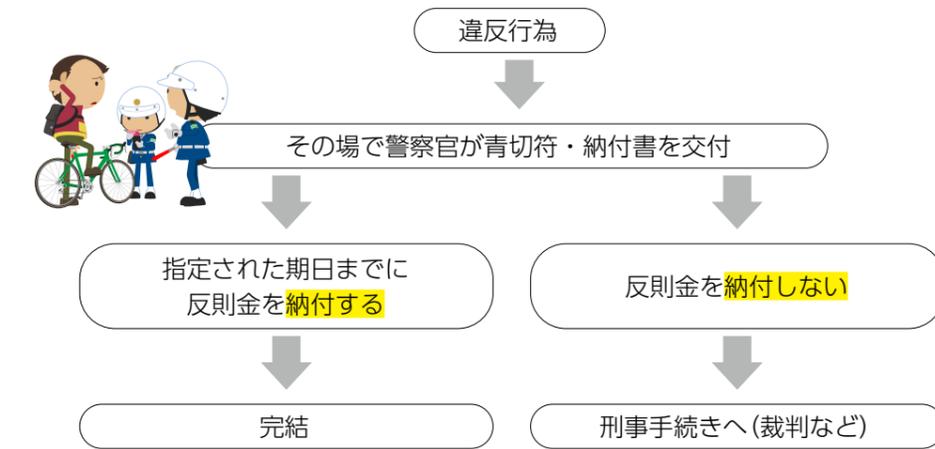
💡 どんな人が取り締まりの対象になるの？

下記の人が対象となります。

- 対象は16歳以上
- 運転免許の有無は関係なし

※警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両・歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取り締まりの対象となります。

💡 違反行為をしてしまったらどうなるの？



切符交付の有無に関わらず、14歳以上の人は危険行為を過去3年以内に2回以上行くと「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

4月1日から 自転車の交通違反にも反則制度を適用

4月1日から自転車の交通違反にも交通反則通告制度(青切符)を適用します。これにより自転車利用者が交通違反を行った場合、反則金の納付が必要となります。

問 防災安全課 内 3443
問 制度についての問合せ先
可児警察署交通課
61-0110



詳細はこちら